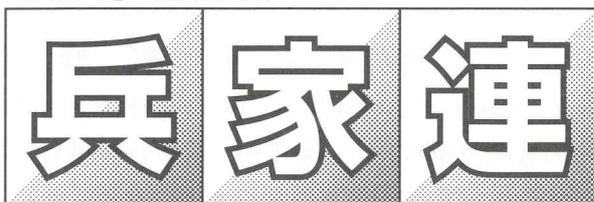


KSKP



(平成22年11月) No.65

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

本條 義和

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1-30
社会福祉研修所4階

TEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615

Eメール hyokaren@citrus.ocn.ne.jp

兵庫県知事に要望書提出

10月20日、県知事に精神障害者の福祉施策充実に関する要望書を以下のとおり提出しました

家族支援に関する要望

- 1.精神障害者を介助する家族は経済上、健康上、生活の全てにおいて疲弊しています。保護者制度を撤廃するとともに、家族に対する支援策(添付の資料1参照)を講じるよう国に働きかけて下さい。
- 2.兵庫県独自の精神障害者相談員制度を全国的な制度とするため法制化を国に働きかけて下さい。
- 3.健康福祉事務所の精神障害者の家族に対する支援体制を後退せず強化して下さい。

退院促進に関する要望

- 4.退院促進が進まない状況を実態調査してください。
- 5.精神障害者の退院促進を図る為には住居対策が重要ですが、グループホーム・ケアホームが絶対的に不足しています。支援体制の整ったグループホーム・ケアホームの整備促進を早急に図って下さい。

啓発・教育に関する要望

- 6.精神障害者に対する偏見等をなくす為、小・中学校段階から「こころの健康」に対する教育を実施してください。又、教員に対する研修も不可欠です。併せて実施して下さい。
- 7.社会啓発を進めるため、自治会等の人権学習会に、精神障害を取り入れ学習するよう指導してください。

就労に関する要望

- 8.障害者雇用促進法に、精神障害者の雇用義務を規定するよう国に働きかけて下さい。
- 9.県や各市町が精神障害者を率先雇用するようして下さい。

医療費に関する要望

- 10.重度心身障害者の医療費助成の対象範囲を精神2級まで拡大して下さい。
- 11.自立支援医療自己負担分の助成をして下さい。
- 12.精神疾患治療のための入院費用を助成して下さい。
- 13.各市町の精神疾患患者数の疾病別内訳(添付の資料2参照)を定期的に集計し公表して下さい。

障害年金に関する要望

- 14.障害年金の障害程度区分は医療モデルではなく、生活のしづらさを基準とする社会モデルによって判定するよう国に働きかけて下さい。

当事者支援に関する要望

- 15.当事者活動に対する支援制度を創設してください。
- 16.ピアヘルパー制度の充実を図ってください。

地域間格差是正に関する要望

- 17.県内市町間福祉サービスに格差が生じています。その是正を図ってください。

*紙面の都合上、前文と添付資料は割愛させていただきます。

家族支援

兵家連 会長 本條 義和

家族支援ということばは、さまざまな意味に捉えられ、使われています。例えば、「家族による障害のある人に対する支援」と「家族に対する支援」という2つの意味で使われていますが、日本社会事業大学の大島巖教授は、家族ケアとの混同だと指摘しています。すなわち、「家族が障害を持つ本人に対する援助は家族ケア (Family Care) であって家族支援ではない。家族支援とは、専門職や周囲の人たちから援助者家族に提供されるサポート (Family Support) である。」(主意) 更に大島教授は、家族自身も生活を営み、その生活を享受している生活者であるとし、家族支援には「援助者としての家族の支援」と「生活者としての家族の支援」の2つの意義があるとしています。

さて、英国の精神保健改革10カ年計画で、7つの全国規準の1つとして家族支援を挙げていますが、家族心理教育の有効性を立証したのは、英国のファルーン等と言われています。彼等は、統合失調症の1年後の再発率を調べました。すると偽薬では70%が再発したのに対し、適切な薬物療法のみ実施すると再発率は38%まで下がりました。また、薬物療法と並行して、精神療法 (心理教育) を実施しても36%と薬物療法のみとあまり変わらなかったのが、家族に対する心理教育を実施すると13% (薬物療法のための約3分の1) まで低下するという結果が出ました。(再発防止のための治療効果 Fallon&Shanahan 1990年) このような結果は他の研究でも検証されているとのことでした。

本人に対する支援より家族支援の方がはるかに有効という研究結果を受け、英国保健省は1995年の家族支援法を皮切りに様々な家族支援策を講じています。もちろん英国では、早期発見・早期介入、アウトリーチ型医療など家族支援だけでなく総合的な施策を講じています。

我が国も、家族に援助を押し付けるだけでなく、生活者としての家族を支えていく姿勢が望まれるように思います。(参考:精神科臨床サービスjul 2010 「自治体における精神保健活動の課題」伊勢田 堯 著)

特定非営利活動法人 全国精神保健福祉会連合会総会

6月3日(木) 東京都内 (津田ホール) において全国精神保健福祉会連合会 (みんなねっと) の平成22年度総会が開催されました。

総会は、川崎洋子理事長挨拶等の後、①平成21年度事業活動報告②平成21年度収支決算③平成22年度事業活動方針④平成22年度収支予算⑤公益社団法人への移行の議事が行われました。

総会での決議を受け、全福連では、公益社団法人の前段として一般社団法人格を取得しました。ただしNPO法人から一般社団法人には、財産譲渡ができない (公益社団法人しか受け皿になれない) ため、公益認定されるまで、NPO法人として事業活動を行うことになります。

●一般社団法人及びNPO法人 理事・監事一覧

ブロック	氏名	役職	ブロック	氏名	役職
北海道・東北	阿部 文博 (秋田)	理事	九州・沖縄	一木 猛 (福岡)	理事
関東	中川 正次 (茨城)	理事	理事長推薦	眞壁 博美 (東京)	理事
関東	飯塚 壽美 (埼玉)	理事(*)	理事長推薦	市川 俊幸 (神奈川)	理事
関東	川崎 洋子 (東京)	理事長(*)	有識者理事	梶原 徹	理事
北信越	武沢 スミ (新潟)	副理事長(*)	有識者理事	寺谷 隆子	理事
甲州・東海	原田 行造 (静岡)	副理事長(*)	有識者理事	青木 聖久	理事
近畿	本條 義和 (兵庫)	理事(*)	監事	佐々木武男 (千葉)	監事 (NPO法人のみ)
中国	濱崎 智照 (鳥取)	理事	監事	木全 義治 (愛知)	監事
四国	井原理太良 (香川)	理事	*NPO法人役員兼任		

精神障害者相談員の活動状況

精神障害者相談員制度が発足して4年が経過しました。現在の相談員数は300人を越え、活動件数は毎年7000件を上回り、大きな力を発揮しています。しかし活動実績には、相談活動のできていない相談員が約130名(40%)います。また、市町間の活動実績にも大きな格差が見られます。この事からH21年度、兵家連として地区毎にスキルアップ研修会を実施し、講習会のほか精神相談員がお互いに情報や意見の交換を行いました。また3月25日には相談員全員を対象とした実践報告会を神戸で実施しました。この実践報告会を通じ、今後も更に検討改善を行い、より実効性のある制度、活動とする必要があり、以下の課題が提示されました。

- (1) 相談員同士および他関連機関とのネットワークの確立
- (2) 小単位での継続した小まめな情報交換、事例検討会の実施
- (3) 相談員をスーパーバイズしてくれる人の必要性
- (4) 身体障害者および知的障害者と同様に精神障害者相談制度の法制化

平成21年度 兵庫県精神障害者相談員活動実績 (兵庫県障害福祉課調査)

市 町	相談員数	実績有者	活動件数	市 町	相談員数	実績有者	活動件数
神戸市	17	0	0	神河町	1	1	43
尼崎市	32	10	266	市川町	1	0	0
西宮市	12	11	240	福崎町	1	1	123
芦屋市	6	6	230	たつの市	6	5	420
宝塚市	11	3	13	太子町	2	1	7
三田市	7	1	1	佐用町	4	3	274
伊丹市	21	11	173	宍粟市	5	4	299
川西市	14	12	280	相生市	5	5	161
猪名川町	1	0	0	赤穂市	4	4	35
加古川市	20	1	1	上郡町	3	3	78
稲美町	2	0	0	豊岡市	8	6	43
播磨町	3	1	12	新温泉町	3	1	16
高砂市	6	5	51	香美町	3	3	39
明石市	20	20	976	養父市	2	2	19
小野市	3	3	44	朝来市	5	5	31
加東市	5	5	446	丹波市	6	6	298
西脇市	5	2	92	篠山市	7	6	231
多可町	2	2	126	洲本市	5	5	313
三木市	10	5	1234	淡路市	7	4	80
加西市	5	5	84	南淡路市	7	4	155
姫路市	38	20	732	合 計	325	192	7666

精神障害者相談員窓口のご案内

兵庫県の委託を受けた民間の精神障害者相談員が、統合失調症を中心とした心の病について家族や当事者の立場に立って相談に応じます(詳細のお問い合わせは下記へ)。

・各地域の家族会(精神障害者)・保健所・健康保健福祉事務所・市、町障害福祉課へ

(文責 兵家連 常務理事 米 靖弘)

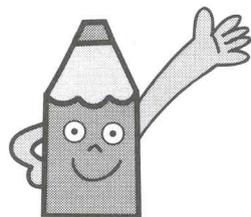
〈兵家連賛助会員募集〉

あなたのご支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合1口(10,000円)以上

個人の場合1口(3,000円)以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568



お知らせ

平成22年度 新規発症患者 家族教室開催日程(予定・実績)

地区名	開催予定日	時間	開催場所	担当家族会
1 但馬地区	平成23年 2月21日(月)~ 3月6日(日)の間で 講師先生と調整	13:30~16:00	但馬長寿の郷 又は豊岡市市民プラザ	ロマンハウス家族会
2 丹有地区	① 平成22年 11月 20日(土)	13:30~16:00	丹波市春日福祉センター (ハートフルかすが)	木の根会家族会
	② 平成23年 2月 19日(土)	13:30~16:00	三田市総合福祉保健センター	にじの会
3 北播地区	平成23年 1月 21日(金)	13:30~16:00	加西市健康福祉会館1F	はとの会・つつじ会
4 阪神南地区	① 平成22年 11月 27日(土)	13:30~15:30	尼崎市立労働福祉会館3F教室	あまかれん
	② 平成23年 1月 18日(火)	13:30~16:00	西宮市保健所講堂	西宮家族会
	③ 平成23年 1月 15日(土)	13:30~16:00	芦屋市保健福祉センター	芦屋家族会
5 阪神北地区	① 平成22年 11月 15日(月)	13:30~16:00	伊丹ホール	あじさいの会
	② 平成23年 2月 6日(日)	13:30~16:00	日生中央センタービル2F	むぎのめ家族会
6 東播・淡路地区	未定	未定	淡路地区	淡路地区3家族会
7 西播地区	平成22年 10月 29日(金)	13:30~16:00	宍粟市役所4階会議室	宍粟すぎの木家族会
8 中播地区	① 平成23年 1月 24日(月)	13:30~15:30	姫路市保健所	NPO法人えんじえる会(ひめかれん)
	② 平成23年 3月 上旬	13:30~16:00	福崎町文化センター	NPO法人中播磨峰の会
9 神戸地区	平成22年 12月 12日(日)	13:00~16:00	神戸市勤労会館	木の芽家族会

平成22年度精神保健福祉研修会日程(予定・実績)

開催地区	開催日	開催場所	担当家族会
但馬地区	平成22年10月8日(金)	出石文化会館ひぼこホール	てっせんの会家族会
中・西播磨地区	平成22年11月29日(月)	姫路キャスパホール	NPO法人えんじえる会(ひめかれん)
東播磨・淡路地区	平成23年2月頃予定	明石生涯学習センター(アスパア明石北館)	NPO法人明石ともしび会家族会
阪神地区	平成23年1月20日(木)	宝塚総合福祉センター大ホール	NPO法人コスモス
丹波・北播磨地区	平成22年12月16日(木)	三木市立教育センター	ほのぼの会

国民年金保険料の還付について

マインドなら 小林 時 治

障害基礎年金を受けている方の、過去に納入した保険料の取り扱いが、変更になっています。

平成18年9月より前に、障害基礎年金（国民年金、厚生年金の1級・2級）を受けられた方（厚生年金3級は除く）は、ぜひこの先をお読み下さい。

- ① 障害年金を受けながら、将来障害が軽快して老齢年金に移る場合を考えて、保険料を納入し続けている方（任意納付）。このままでは老齢年金の額に反映されません。まず法定免除届を市町村に提出し、受給権を得た月（年金証書に記載）以後現在までの掛け金を還付請求しましょう。いまのままでは「誤納金」として扱われます。
- ② 遡及して年金支給が認められ、遡って（最高5年）年金を受けられた方の場合。現在は法定免除で保険料を納付していなくても、受給権が遡って発生していますから、裁定がおきた時点と受給権発生の時点に差があります。この期間の納入保険料はやはり誤納金（はみだし保険料）です。遡った法定免除の手続きをし、納入保険料を還付請求しましょう。
- ③ 初診から1年6ヶ月経った時点をも、障害認定日といいます。障害認定日を過ぎてただちに年金申請をした方（本来請求または認定日請求と呼ぶ）、または、一定期間過ぎて障害が重くなってから年金申請をした方（事後重症請求と呼ぶ）の場合も、申請書類を提出してから裁定結果が出るまで、普通3～4ヶ月かかっています。裁定結果に不服があって審査請求した方は、さらに日時が経過しているはずですが、受給権は裁定請求書を提出した時点の発生となりますから、この間の納入保険料も誤納金（はみだし保険料）です。法定免除届をして還付請求しましょう。

じつは「はみ出し保険料」と「任意納付保険料」は、平成18年9月までは有効（老齢年金の額に反映される）とされてきました。ところが同年9月29日付社会保険庁運営部年金保険課長通知（庁保険発第0929001号）で、① 誤納金である。② 老齢年金の額とは無関係。③ 請求があれば期間の制限なく全額を還付する。④ 将来のために納入実績を維持したい場合は、（いったん還付して）「追納」手続きを取ってもらう。⑤ 以上の取り扱いは、平成18年9月以前ののものにもすべて適用すると決められたのです。

このことは、国民年金法89条（法定免除）の読み方の変更です。「既に納付したもの」の時点から「年金受給が決まった時点」から「年金の受給権が発生した時点」に変更したのです。そして「18年9月（通知日）以前のものにも適用」としながら、そのことを該当の受給者に通知していません。法改正ではないため、年金事務所の窓口で十分徹底しておらず、窓口で「有期認定（精神障害など）は還付できない」「18年通知以前のもは対象外」など、間違った回答をされることが現在もあります。しかし前記の通知文や疑義照会の回答から、以上のことは明確です。

「追納」とは、遡って保険料を納入する制度で、10年が限度です。それ以上の納入実績は確保出来ません。そして3年目以上には、通常の保険料と別に加算金が必要です。将来にわたって納入を続ける場合は、加算金がかからないよう2年目ごとに追納を繰り返すことになります。

国民年金法89条の解釈変更には、家族や当事者の立場から疑問や異議がありますが、現実的な対応として、還付して別途運用を考えるのがベター。「追納」は慎重であるべきでしょう。

なお、18年通知以後に受給が決まった方は、年金証書とともに法定免除の案内が届き、届提出——還付請求書到着——返送——還付金振込が、一連の事務処理として行われています。

TOPICS

兵庫県下各地・各家族会から

「ひめかれん」 “家族のつどい” 活動の紹介

ひめかれん会長 大住 雅 昭

“家族のつどい” は今や「ひめかれん」の中核的な活動となっています。

ひめかれん顧問・司波多聞氏の提唱により、今から5年前の平成17年に第1回を開催。当時会場は「京口作業所」にて6家族とスタッフが参加して「お互いの悩み・支援者との意見交換・懇談の場」が発端でした。

「ひめかれん」の催事では“定例会”等がありますが、この“家族のつどい”は、言わば定例会のコンパクトな分科会的位置づけです。

定例会等での大きな場では語る事が難しい「ご家族同士本音の語り合い・懇親」の集いの場という訳です。

第1回開催以来、隔月毎に開催。会場は「姫路自治福祉会館」として、内容的には実践的な「勉強会・講演会・研修会・SST技法・他」と多岐にわたっています。それに年2回は“交流・懇親会”を催す等、ご家族同士と支援者との絆を深めています。

回を重ねる毎に新規の方々も参加される等増加して、現在では40数名の規模にもなりました。ご家族の皆さまから期待と好評を得ていますので、これからも継続したいと思っています。ご参加ご希望の方は「ひめかれん事務局FAX:079-280-4035」までご連絡ください。

以上、「ひめかれん」の活動の一端として“家族のつどい”をご紹介します。



上の写真は、“第29回家族のつどい”
「高岡病院・池田療法士によるSST技法講習会」の様です。

加古川地区精神障害者家族会連合会の紹介

加古家連会長 吉田 恵子

加古川地区精神障害者家族会連合会は、平成2年4月に発足した「すぎな家族会」、平成8年10月に発足した「東加古川病院だるま家族会」、平成12年4月に発足した「心のワークセンター家族会」の3つの家族会が連携し、家族会相互交流を深め、精神障がいを持つ人々の自立した生活と社会参加を促進すると共に、地域社会の理解を得て、行政との連携を保ちながら、精神障がい者とその家族が、地域で生き生きと安心して暮らせるように「社会資源」の充実を目指し、平成14年11月6日、発足しました。

加古家連の活動として

- ①総会と講演会 ②学習会及び要望活動 ③親睦 ④かれんだより発行 ⑤啓発活動 ⑥市・町各部会代表参加 ⑦兄弟姉妹会への協力 等です。

また、加古川地区精神障がい者家族会連合会の総会の記事が神戸新聞に掲載されました。

「加古川地区精神障がい者家族会連合会」の総会が7日、加古川市総合福祉会館（同市加古川町寺家町）で開かれ、会員ら70人が参加した。（中略）総会では、吉田恵子会長が「作業所など、病院を出た障害者を受け入れる施設は増えたが、まだ不十分。充実を求めてゆきたい」とあいさつ。その後、東加古川病院（加古川市平岡町）参与で、全国精神障害者就労支援連合会の森本稔副理事長が「社会参加を考える 障がい者の努力」と題して講演。

（神戸新聞 2010年（平成22年）7月8日 地域ニュース 東播の記事より引用）



電話
相談

Q & A

PSW 佐川 芳朗

掃除や片付けが苦手。ヘルパーさんを利用したい。

この度にご相談頂いたご家族からの事例を取り上げたいと思います。
尚、秘密厳守の立場から内容は若干変更させていただいております。

質問

相談者：当事者の弟 40代

50代の兄のことで相談です。もともと母親と兄の二人暮らしでしたが、前回の退院を機に一人暮らしを始めました。私も母も心配でしたが主治医の先生も応援してくれましたし、本人もその気になっていましたのでチャレンジしました。ただ、これまで身のまわりのことはほとんど母親にまかせっりの兄でしたので、想像した以上に家事ができず、特に掃除や片付けが苦手で、食べたら食べっぱなし、部屋はゴミも溜まり足の踏み場もない状態です。私は遠方に住んでいるため頻繁には様子を見に行けません。見かねた母が掃除をするために訪問していますが、いつまでも母に頼っているのもどうかと思っていて、お年寄りでなくてもヘルパーさんを利用できると聞きました。兄に聞いてみたところ利用できるならお願いしたいとのこと。どういったものか教えてもらえませんか？

回答

それぞれがご自身の生活がある中、本当に一生懸命ご本人のことを考えておられると思います。この度のご相談のように病気による障害や、これまでの生活環境によって、掃除等の家事が苦手な方は多くいらっしゃいますが、ヘルパーさんを利用しながら快適に暮らしている方や、一緒に掃除等の家事をしていく中で、少しずつ苦手を克服していく方もいらっしゃいます。

また、食事作りを一緒にされる方も多く、「一緒に作った料理はおいしい」と楽しみつつ、偏った生活が改善できた方もいらっしゃいます。

手続きは市区町村の担当窓口で自立支援法の申請が必要ですので、ご本人や主治医とよく相談してから申請してください。その際には医師の意見書や健康保険証等が必要になりますので事前の確認が必要です。手続きが進みますと、ご本人から日常生活での不便に感じることの聞き取り調査等があり、その方に応じ必要なだけサービスが利用できるようになります。また利用料は原則1割の自己負担がありますが、所得によって軽減されることもあります。

せっかく始めた一人暮らしですし、必要な部分だけヘルプしてもらいながら、ご本人もご家族も安心して快適に暮らしていただきたいと思います。

精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての
電話相談を受付けています。(土・日・祝日は除く)

毎週、月～金曜日、10時より15時 TEL: 078 - 360 - 3610



精神障害者就労支援 兵庫県の440の会社が応援しています!!

KSKP

一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可

毎日発行

定価 五十円

発行人 関西障害者定期刊行物協会 / 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

兵家連 副会長 涌波 和信

なぜ、今、就労支援なのか？医療機関等を利用している精神障害者で、就職意欲が高い。人間として生きること、夢を求めることは当然です。夢を実現するため如何なる壁があろうとも挑戦することが大切です。しかし、病気がどのような段階になれば雇用が可能か、雇用主や関係者の声に耳を傾けなくてはなりません。雇用主は「定期的に通院し、服薬の重要性を認識している」「幻覚、妄想などの症状が目立たない」「働く意欲がある」「ひとりで生活できる」「障害を受け入れようとしている」を雇用のポイントとしています。関係者も病気の病気の自己管理が出来る。仕事への意欲がある。気持ちにゆとりがある。心理的に孤立していないなど、「社会生活に対する意識」や「日常生活の状態」が重視されます。

兵庫県障害者職業センター（TEL078-881-6776）に精神障害者の方々が訪れ支援を受けているのをご存知ですか？兵家連からの要望もありジョブコーチ支援事業は全国2位（1位大阪府）です。

平成22年7月1日現在、兵庫県で440社の「就労応援企業」が登録されており、障害者雇用に力を入れています。それは、障害者雇用を切り開くための総合リハビリテーションセンター推薦員の方々が2,000件以上の事業所を訪問活動による成果です。

「就労応援企業」はすぐに就労とはなりません。障害者の方々に、まず就労体験にて障害者が地域で安心して元気に暮らせる様、型に嵌めず個性を伸ばすゆとり教育の実現に向け、障害者の社会参画と自立支援を手助けしようとするものです。「就労応援企業」では職場見学も実施しています。

（詳しくは総合リハビリセンター「しごと体験事業」担当TEL (078)927-2727まで）（登録事業所例：神戸新聞社、(株)ワールドビジネスサポート、(株)アシックス、日本パーソナルセンター(株)、(株)みなと銀行、白鶴酒造(株)、フジッコ(株)、神戸電鉄(株)、YKK六甲(株)、(株)ナリス フロンティック フロンティア等です。）働きたいときに相談できる窓口には、各地区の公共職業安定所と兵庫障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会訓練事業（市）があります。

まず、医師との相談の上、次のステップを歩んで下さい。

兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	加古川市	0794-38-8728
	神戸障害者就業・生活支援センター	神戸市	078-672-6480
	西播磨障害者就業・生活支援センター	赤穂市	0791-43-2091
	淡路障害者就業・生活支援センター	洲本市	0799-33-1192
	姫路障害者就業・生活支援センター	姫路市	0792-91-6504
	丹波障害者就業・生活支援センター	篠山市	079-554-1566
神戸市	神戸市北部地域障害者就労推進センター(北区)	神戸市	078-982-9598
	神戸市西部地域障害者就労推進センター(垂水区)	神戸市	078-708-2861
宝塚市	宝塚市障害者就業・生活支援センター	宝塚市	0797-76-5145

編集後記

精神保健医療福祉は改革ビジョンの影響も大きく、今、様々な取り組みが発見です。最たる課題の病院からの地域移行の他、自殺の問題やピアサポート、家族支援の充実等々。社会のより良い改善による、当事者および家族の安心・安全な暮らしの確保を期待します。(坂井)

編集委員 本條・涌波・米・久下・坂井